

「2027 年度労働者派遣事業者」選定のための公募について

2026 年 8 月 1 日

国立研究開発法人科学技術振興機構
分任契約担当者 人財部長 泉 直行
(公印省略)

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、「機構」という。）は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下、「派遣法」という。）に基づき、派遣労働者の受入をしております。

派遣労働者の受入にあたり、2027 年度の労働者派遣事業者（以下、「派遣事業者」という。）の公募を実施いたしますので、機構への労働者派遣を希望する派遣事業者は、下記に基づきご応募ください。

なお、応募者は「応募意思確認書（兼誓約書）」等を提出した場合、辞退することはできませんので、ご了承の上ご応募ください。

また、2026 年度に公募選定された派遣事業者におかれましても、労働者派遣を継続希望する場合は、毎年の公募選定が必要となりますので応募手続きをお願いいたします。

記

1. 公募件名

「2027 年度労働者派遣事業者」選定のための公募について

2. 派遣事業者の選定について

応募者は、次の 2 つのカテゴリーのいずれか 1 つ、又は両方に応募することができます。
希望するカテゴリーにご応募ください。

(1) 事務派遣（カテゴリー①）

- ・一般事務、専門事務（秘書、外国語事務、金融事務等）等のオフィス事務全般の業務
- ・日本科学未来館におけるイベント運営や展示支援の業務

(2) 専門人材派遣

a) システムエンジニア派遣（カテゴリー②）

- ・情報システムや通信ネットワーク等の開発、改修、運用、保守の業務

機構は、カテゴリー毎に「3. 応募者の資格要件」に記載する全ての資格要件を満たす派遣事業者と 2027 年度（2027 年 4 月 1 日～2028 年 3 月 31 日）の「労働者派遣に関する基本契約（以下、「基本契約」という。）」を締結します。応募者が両方のカテゴリーを希望し、一

方のカテゴリーの資格要件のみ満たす場合は、資格要件を満たすカテゴリーのみを対象として、労働者派遣の発注や個別労働者派遣契約（以下、「個別契約」という。）の締結を行います。

〈選定に係る経過措置〉

次のいずれにも該当する派遣事業者については、一部の資格要件を満たさない場合でも、継続勤務する派遣労働者に係る個別契約更新のため 2027 年度の基本契約を締結します。なお、本措置により基本契約を締結する派遣事業者には新規の労働者派遣の発注は行いません。本措置の適用を希望する派遣事業者も同様にご応募をお願いします。

- ① 各年度末（今回は 2027 年 3 月 31 日）時点で、次年度の個別契約更新の合意が予定される派遣労働者が機構にいること。
- ② 「3. 応募者の資格要件」の資格要件のうち（13）以外の資格要件を満たしていること。

※本措置は、経過措置対象となった翌年度の基本契約締結まで（経過措置対象となってから 2 年間）の経過措置とします。

3. 応募者の資格要件

- （1）法人格を有している会社又は団体であること。
- （2）【別紙 1】の「応募意思確認書（兼誓約書）」に記載されている「契約の相手方として不適当な者」に該当しないこと。
- （3）予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。（【別紙 2】を参照のこと）
- （4）機構から取引停止又は指名停止処分等を受けていないこと。
- （5）基本契約を締結する年度において派遣法に定める労働者派遣事業者の許可を受けていること。
- （6）各労働局から業務改善・停止命令等、行政処分を受けていないこと。ただし、当局からは是正措置完了の確認を受けている場合、事業停止命令期間が終了している場合等においては、この限りではない。
- （7）機構の基本契約・個別契約等の契約様式を受容することができ、労働者派遣にあたり機構の諸規程に従うことができること。
- （8）派遣法に沿った「労働者派遣事業報告書」の提出及び情報提供がなされていること。
- （9）派遣労働者の待遇決定方式を労使協定方式にて対応可能なこと。
- （10）株式会社イー・スタッフィング社が提供する人材派遣管理システム「e-staffing」（※1）を導入しており、個別契約の締結・更新、勤怠管理、請求書の発行などについて同システムで運用することができること。
（※1）「e-staffing」については次の URL を参照ください。<https://www.e-staffing.co.jp/>
- （11）【別紙 3】要求事項の「労働者派遣にかかる基本情報について」に沿って労働者派遣ができること。
- （12）ISMS 認証基準 JIS Q 27001：2023（ISO/IEC27001：2022）による ISMS 適合性評価制度に基づく認証取得事業者、若しくは「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム－要

求事項」に適合するプライバシーマーク使用許諾事業者のいずれかであること。

- (13) 機構の拠点（本部、東京本部、東京本部別館、九段オフィス、四番町オフィス、九段南オフィス、日本科学未来館をいう。※2）に派遣を行う派遣事業者全事業所の派遣労働者実績（※3）において、応募カテゴリ（事務派遣／システムエンジニア派遣）ごとの合計人数が①以上であること。又は、当年8月1日現在の機構に派遣している応募カテゴリごとの合計人数が②以上であること。

①事務派遣：1,500人以上、システムエンジニア派遣：300人以上

②事務派遣：5人以上、システムエンジニア派遣：1人以上

ただし、両カテゴリの合計が6人以上の場合には、両カテゴリについて資格要件を満たしているものとする。

（※2）機構の拠点の所在地は機構ホームページを参照ください。

<https://www.jst.go.jp/koutsu.html>

（※3）派遣労働者実績とは直近で労働局に提出した「労働者派遣事業報告書」のⅠ年度報告（1）－②（派遣労働者総計）の人数に基づきます。例年、誤りが多いためご注意ください。

4. 応募期間及び応募方法

応募者は、「6. 提出書類」に記載する提出書類の電子データを作成し、2026年9月16日（水）9:00～2026年10月2日（金）17:00の期間内に「8. 書類の提出及び本件に関する問合せ先」に記載の提出先へE-Mailで提出ください。期間内の提出書類の提出をもって、応募があったものとします。

※提出書類に不備があり、提出期限までに整備出来ない場合は、応募が無効となる場合がありますのでご注意ください。

5. 質問受付期間

2026年8月17日（月）9:00～2026年8月28日（金）17:00

※質問は「8. 書類の提出及び本件に関する問合せ先」に記載の提出先へE-Mailで提出ください。質問はE-Mailでのみ受付ます。

※【別紙4】の「応募にあたりよくあるご質問（FAQ）」もご確認ください。

6. 提出書類

提出書類は特に指示のない場合はPDF形式で提出ください。また、次の提出書類の順に番号を付番し、提出書類に記載ください。

■提出書類

- (1) 【2027年度労働者派遣事業者選定公募】提出書類等確認表

※PDF形式とExcel形式の両方をご提出ください。

- (2) 【様式1】会社（団体）概要

※同等の内容が確認できるパンフレットの提出又は会社（団体）URL記載の場合は提出不要

- (3) 【別紙1】応募意思確認書(兼誓約書) ※実印を押印のこと
- (4) 労働者派遣事業の許可証の写し(契約年度4月1日時点で有効なもの)
- (5) 労働局に当年提出した「労働者派遣事業報告書」(様式第11号)の1面・2面の写し
※機構の拠点に派遣を行う貴社全事業所分(労働局受領印があるもの)
※労働局受領印が押印された書類が未返送の場合は、受領印のない写しを提出後、返送され次第差し替え提出のこと
※電子政府の総合窓口(e-Gov)による電子申請の場合は、申請データの写しと電子申請手続きが終了したことが確認できるe-Gov申請状況のハードコピー(審査中の場合は、それが確認できるハードコピーを提出後、審査終了後差し替え)を提出のこと
- (6) 派遣法第23条第5項に基づく情報提供が適切に行われていることがわかる書類
※(1)の提出書類等確認表に情報提供しているURL記載の場合は提出書類不要
- (7) 【別紙3】要求事項「労働者派遣に係る基本情報について」2.(3)に基づき提出されるスキルシートの様式
- (8) ISMS適合性評価制度に基づく認定取得事業者、若しくはプライバシーマーク使用許諾事業者であること証する書類の写し(契約年度4月1日時点で有効なもの)
※プライバシーマークが更新手続き中の場合は、「旧プライバシーマークの登録証」の写しと「プライバシーマーク付与事業者 更新審査中証明書」の写し
- (9) 【様式2】派遣労働者実績内訳表

7. 審査について

審査に際して、提出書類に関する内容の確認等を行う場合があります。審査終了後に結果をご連絡(2026年12月を予定)いたしますが、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

8. 書類の提出及び本件に関する問合せ先

〒332-0012 埼玉県川口市本町4丁目1番8号 川口センタービル
国立研究開発法人科学技術振興機構 人財部人事第二課 甲田、田中
E-Mail haken-koubo@jst.go.jp

9. その他

- (1) 手続き(提出書類や質問等)において使用する言語は日本語に限ります。
- (2) 応募に要する費用等は応募者側の負担となります。
- (3) 基本契約及び個別契約の内容は【別紙3-①】【別紙3-②】【別紙3-③】【別紙3-④】を参照ください。なお、契約内容については契約締結時に調整する場合があります。
- (4) 基本契約及び個別契約は、貴社(貴団体)及び機構双方が記名捺印又は電子署名の上、各一通を保有することとします。
- (5) 労働者派遣事業の許可証、ISMS適合性評価制度に基づく認証、プライバシーマーク登録証を更新した場合は、速やかに写しを提出してください。

以 上